

埼玉県困難な問題を抱える女性支援等関係機関連携会議設置要綱

(設置)

第1条 困難な問題を抱える女性及びドメスティック・バイオレンス（以下「DV」という。）の被害者に対する支援等（以下「困難な問題を抱える女性支援等」という。）を行うため、埼玉県困難な問題を抱える女性支援等対策関係機関連携会議（以下「連携会議」という。）を設置する。

(目的)

第2条 連携会議は、次の事項を目的として行う。

- (1) 困難な問題を抱える女性支援等を行うために、関係機関と連携体制を構築する。
- (2) 困難な問題を抱える女性支援等を行うために、必要な情報の交換及び支援の内容に関する協議を行う。
- (3) 困難な問題を抱える女性支援等の推進のため、困難な問題を抱える女性支援並びにDV防止及びDV被害者支援に係る県の基本計画の進捗状況等について構成員から意見を聞く。
- (4) その他、困難な問題を抱える女性支援等に必要な事項を検討する。

(構成)

第3条 連携会議は、別表の構成団体の推薦等による者（以下「構成員」という。）により行う。

2 議長は埼玉県県民生活部人権・男女共同参画課長をもって充てる。

(会議)

第4条 連携会議は、議長が招集し、主宰する。

- 2 議長に事故があるとき、又は欠けるときは、議長があらかじめ指名した者がその職務を代理する。
- 3 議長は必要に応じて、構成員以外の関係者から意見を聞くことができる。

(秘密保持義務)

第5条 連携会議の構成員又は構成員であった者は、正当な理由がなく、連携会議に関して知り得た個人情報等の埼玉県情報公開条例第10条に該当する事項を漏らしてはならない。

(会議の公開・非公開)

第6条 連携会議は、原則、非公開とする。

(事務局)

第7条 連携会議の事務局は、埼玉県県民生活部人権・男女共同参画課に置く。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、連携会議の運営について必要な事項は事務局が定める。

附則

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 埼玉県ドメスティック・バイオレンス対策関係機関連携会議設置要綱は、廃止する。

別表（第3条関係）

さいたま地方法務局人権擁護課 日本司法支援センター埼玉地方事務所 さいたま地方裁判所 防犯・交通安全課 社会福祉課 こども政策課 こども安全課 県福祉事務所 精神保健福祉センター 中央児童相談所 健康長寿課 教育局人権教育課 警察本部警務課 警察本部人身安全対策課 さいたま市及び関係市町村 埼玉県医師会 埼玉県看護協会 埼玉弁護士会 困難な問題を抱える女性及びDV被害者支援民間団体 埼玉県母子生活支援施設協議会 埼玉県民生委員・児童委員協議会 埼玉県人権擁護委員連合会 男女共同参画推進センター 人権・男女共同参画課
